

長井市訪問看護ステーション運営協議会設置規程

(設置)

第1条 長井市訪問看護ステーションの運営を円滑かつ合理的に行い、利用者及び家族への看護サービスの提供と医療サービスの向上を図ることを目的として、長井市訪問看護ステーション運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(事務局)

第2条 この協議会の事務局は長井市健康スポーツ課内（長井市訪問看護ステーション）に置く。

2 事務局は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

3 事務局には、事務局長を置き、長井市健康スポーツ課長の職にある者をあてる。

(協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

（1）訪問看護業務の総括的運営及び管理に関すること。

（2）その他目的達成に必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 協議会は、委員 10 名以内で構成し、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- （1）一般社団法人長井西置賜郡医師会、一般社団法人長井地区歯科医師会及び長井西置賜地区薬剤師会それぞれの会から選出された者
- （2）介護サービス、介護予防サービス及び障害福祉サービスに関する事業者及び職能団体に属する者
- （3）介護保険以外の地域資源や地域における相談事業等を担う関係者
- （4）上記に掲げる者のほか、地域包括ケアに関する学識経験を有する者

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合、補欠委員の任期は残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は委員の互選により選出する。

3 会長は、会務を統括し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 協議会は会長が招集する。

2 会長は、協議会の議長となる。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

附 則

この規程は、告示の日から施行し、令和 3 年 5 月 1 日から適用する。